

建設コンサルタント等業務における予定価格 及び最低制限価格の取り扱いについて

令和7年3月10日 6南管財第494号
最終校正 令和8年3月5日 7南管財第544号

南島原市が発注する建設コンサルタント等業務の予定価格及び最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととするのでお知らせします。

1. 対象
競争入札に付する建設コンサルタント等業務
2. 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）の算出
予定価格は、ランダム化の対象としない。
3. 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）の算出
最低制限設計価格は、次の表の区分により算出した額とする。

算出方法を次のとおりとする。

区 分		最低制限設計価格
建設コンサルタント等業務	全て	設計金額の80%

4. 最低制限候補価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）の算出
上記3で算出した額（最低制限設計価格）にランダム係数を乗じて算定した額を最低制限候補価格とする。
 - (1) 最低制限設計価格にランダム係数（a）を乗じたものを最低制限候補価格（a）とする。
 - (2) 最低制限設計価格にランダム係数（b）を乗じたものを最低制限候補価格（b）とする。
5. 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
上記4で算出した最低制限候補価格（b）を最低制限価格とする。
ただし、予定価格以下、最低制限候補価格（b）以上の範囲に入札者が存在しない場合において、最低制限候補価格（b）未満、最低制限候補価格（a）以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格（a）を最低制限価格とする。
6. ランダム係数の変動範囲
ランダム係数の変動範囲を次のとおりとする。

ランダム係数の変動範囲		
係数の名称	ランダム係数 (a)	ランダム係数 (b)
ランダム化により決定する価格	最低制限候補価格 (a)	最低制限候補価格 (b)
係数の範囲	当分の間、1.0	$1.000 \leq (b) \leq 1.001$

7. 数値の取り扱い

予定価格及び最低制限候補価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

8. 施行日

令和8年4月1日以降に入札執行通知する業務から適用する。